

令和元年5月13日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2014～2018

課題番号：26285012

研究課題名(和文) ヨーロッパにおける多元的法秩序の調整メカニズム 制度設計と「裁判官対話」

研究課題名(英文) Multipolar legal orders in Europe: Institutional design and "judicial dialogue"

研究代表者

伊藤 洋一 (Ito, Yoichi)

東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・教授

研究者番号：50201934

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,300,000円

研究成果の概要(和文)：複数の自律的法秩序間での調整問題が最も先鋭に現れているヨーロッパを対象として、具体的調整メカニズムの制度設計及びその運用を、「裁判官対話(dialogue des juges)」に注目しつつ研究し、現在ヨーロッパで流行となっている「裁判官対話」も、最初から順調に展開してものではなく、むしろ当初は極めて激しい対話拒否姿勢が見られたにもかかわらず、その後1980年代末前後以降、関係アクターが次第に態度を変化させ、いまやヨーロッパレベルの国際裁判所、各国の国内憲法裁判所・最上級審が、自覚的に「裁判官対話」政策を展開するようになった経緯を、特にフランス国務院、憲法院を素材とする事例研究を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学術的意義としては、複数の自律的法秩序間での調整問題が最も先鋭に現れているヨーロッパを対象として、従来深く研究されてこなかった「裁判官対話」に注目することにより、ヨーロッパ・国際レベルでの規範形成過程の実態に迫ったこと、またヨーロッパの国際裁判所と国内最上級審がいずれも自覚的に「裁判官対話」推進政策を展開していることを明らかにした点を指摘しうる。社会的意義としては、そのような過程の存在に殆ど関心を持たず、また関与もしない結果「ガラパゴス化」が進行しつつあるように思われる日本の学説・判例実務の将来を考える素材を提供したことを指摘できよう。

研究成果の概要(英文)：Focusing on the phenomenon of “dialogue des juges” in Europe, particularly in vogue in recent years in Europe, we tackled a subject which had been scarcely studied by Japanese legal scholars (including international and European lawyers): resolution of “fragmentation” problem by means of case law. Interestingly, the “dialogue des juges” was not a success story, even in Europe, from the outset. Nevertheless, national supreme courts (including constitutional courts) as well as European courts (ECJ, ECtHR, EFTA-Court) became gradually aware of strategic and vital importance of the “dialogue des juges” from the late 80s. According to our case studies, especially on the French Conseil d’Etat and Conseil constitutionnel, we can safely say that nowadays, almost all judges in Europe attempt very actively at reconciliation of legal orders by the “dialogue des juges”.

研究分野：ヨーロッパ法

キーワード：EU法 EEA法 EFTA法 国際法 ヨーロッパ人権法

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究課題は、それに先立ち行われた EFTA 法と EC 法との架橋メカニズムである「ヨーロッパ経済領域(European Economic Area) (以下では EEA と略称)」の共同研究を背景とする。EEA については、当時、日本の国際法学者・ヨーロッパ法学者の間でも殆どその存在すら知られていなかった。しかし、EU 全加盟国と、スイスを除く EFTA 加盟国とを構成員とする自由貿易圏として構想された国際機構 EEA は、EFTA 裁判所(EFTA Court)という独自の裁判所を持っており、更に興味深いことに、同裁判所は、EEA 設立条約の明文規定により、同条約の調印(1992年5月2日)以前の EC 法コーパスを法源として適用し、それ以後の EC 法については、拘束力は無いが参照するとされていた。換言すれば、EEA の内部においては、EFTA 裁判所を EEA 条約の有権的解釈者とする EFTA 法と、EC 裁判所(リスボン条約発効により EU 裁判所と改称)を EC 条約の有権的解釈者とする EC 法とが制度上併存するという、未曾有の制度化がなされており、EEA は、EC 法秩序と EFTA 法秩序の「フラグメンテーション」を防止し、「同質性(homogeneity)」を確保するための制度化の試みとして、学問的にも極めて興味深いものであった。

(2) EEA における EFTA 法と EC 法との間の調整メカニズムの制度およびその運用実態を研究した結果、明らかとなったのは、EEA における判例法、ヨーロッパにおける「裁判官対話」の重要性である。第一に、EEA 条約規定よりも、EFTA 裁判所判例法が、両法秩序間の「同質性」確保にとって決定的な意義を持っていること、第二に、EFTA 裁判所判例の形成には、EU 裁判所、EFTA 加盟国の国内裁判所のみならず、ヨーロッパ人権条約、EU 加盟国の国内裁判所との影響関係も重要な役割を果たしていることが明らかとなった。

2. 研究の目的

(1) 本研究課題の目的は、上記 EEA 研究を更に発展させ、国際法学において近年注目を集めている「国際法のフラグメンテーション問題」を念頭に置き、複数の自律的法秩序間での調整問題が最も先鋭に現れているヨーロッパを対象として、具体的調整メカニズムの制度設計及びその運用を、「裁判官対話(dialogue des juges)」に注目しつつ研究することにあつた。

(2) ヨーロッパを対象とするのは、第一に、欧州統合の進展により地域的国際組織の制度化が最も進んでおり、複数の国際裁判所(EU 裁判所、ヨーロッパ人権裁判所、EFTA 裁判所)が併存していること、第二に、各法秩序が制度上、別個独立の条約により設立されているにも拘わらず、極めて密接な相互関係を持つ国際裁判所間の判例抵触問題が、加盟国の国内法秩序に対しても極めて重要となっているため、豊富な実例があるからである。

(3) 具体的には、第一にヨーロッパにおける「裁判官対話」の実態、第二にヨーロッパにおける「フラグメンテーション」防止のための具体的な制度設計を研究することを研究課題とした。

3. 研究の方法

(1) ヨーロッパにおける「裁判官対話」の実態に迫るためには、まず近年欧米各国で生産されている膨大な文献・資料を系統的に収集することにより、研究動向をフォローしておく必要がある。

(2) しかしながら、上記 EEA 研究の経験から、公刊された文献のみに基づいた研究では、「裁判官対話」の実態を解明することは到底望めないことを痛感せざるを得なかった。特に、ヨーロッパ大陸法では、「評議の秘密」の壁を克服するのは絶望的である上、各裁判所相互間の明示・黙示の相互参照、公式・非公式な接触となると、ヨーロッパにおける現地調査、特に「裁判官対話」の直接・間接の関係者に対する聞き取り調査が不可欠である。

4. 研究成果

(1) 「裁判官対話」の研究には、関係者に対する聞き取り調査が不可欠だが、事の性質上、信頼関係が無ければ実態に関する証言を得ることは難しい。幸いにも、上記 EEA 研究以来の EFTA 裁判所の Baudenbacher 長官との関係から、伊藤・須網が EFTA 裁判所創立 20 周年記念論文集への寄稿を依頼され、更に同論文集の刊行記念式典(2016年6月)に共同研究者全員が招待された。同式典には、その後 EU 裁判所長官となった Lenaerts 判事等、ヨーロッパ法関係者が多数出席しており、ヨーロッパにおける「裁判官対話」の実態を直接垣間見ることができた。更に、近年ヨーロッパレベルでも重要な「裁判官対話」のアクターとなっているフランス国務院トップの Sauvé 氏とのパリにおける面談、東大での来日講演会(2016年10月)等を契機として、従来ヨーロッパ法に対する敵対的姿勢で知られていたフランス国務院が、今や自覚的な「裁判官対話」政策を展開していることを知る事ができた。

(2) これらのヨーロッパにおける「裁判官対話」のアクターとの直接的接触を基礎として、更に「裁判官対話」の歴史的展開を振り返る研究を行うことになった。現在ヨーロッパで流行となっている「裁判官対話」も、最初から順調に展開したものではなく、むしろ当初は極めて激しい対話拒否姿勢が見られたにもかかわらず、その後 1980 年代末前後以降、関係アクターが次第に態度を変化させ、いまやヨーロッパレベルの国際裁判所、各国の国内憲法裁判所・最上級審が、自覚的に「裁判官対話」政策を展開するようになった経緯につき、特にフランス国務院、憲法院を素材とする事例研究を行った。

(3) 他方で、立法などと異なり必ずしも表面に出ない「裁判官対話」については、その概念の定

義,有効性,更には「裁判官対話」および比較法利用による法形成の正統性等,理論的問題が存在している.しかし,日常的な事件処理に迫られる実務家には,「裁判官対話」の必要性・有用性を確信していても,これら理論的問題については必ずしも十分に検討する余裕が無いのが現状であることも明らかとなった.

(4) 以上の共同研究の成果は,2017年に「裁判官対話」の理論と実際,2018年に「裁判官対話」の臨界」と題する小特集として,法学総合専門誌である法律時報に公表されている.

(5) 当初,研究期間中に新たな課題たりうる,ヨーロッパにおける「フラグメンテーション」防止のための具体的な制度設計問題として,EUのヨーロッパ人権条約加盟,イギリスのEU離脱(Brexit)後の関係処理問題を想定していたが,前者はEU裁判所のEU法と加盟条約案との適合性否定意見により事実上棚上げ状態となり,後者も英国国内政治の昏迷,予想を超える交渉難航・迷走ゆえに,本研究課題では正面から研究対象とすることを断念せざるを得なかった.

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計27件)

伊藤 洋一「フランス憲法院の対「欧州統合」政策」藤野美都子・佐藤信行(編著)『植野妙実子先生古稀記念論集』敬文堂(2019)1-28頁(査読なし)

伊藤 洋一「小特集「裁判官対話」の臨界 企画趣旨」法律時報90巻12号(2018)53-54頁(査読なし)

伊藤 洋一「裁判官対話」の臨界—フランス国務院を素材として」法律時報90巻12号(2018)61-65頁(査読なし)

須網 隆夫「アジアにおける裁判官対話—韓国憲法裁判所の活動を中心に」法律時報90巻12号(2018)71-77頁(査読なし)

寺谷 広司「人権条約システム参加の背景及び促進戦略とその理論的含意」『法律時報』90巻12号(2018)78-85頁。(査読なし)

瀧本 正太郎「なぜ条約が憲法に優位するのか—ベルギーとルクセンブルクの実践」法律時報90巻12号(2018)66-70頁(査読なし)

須網 隆夫「危機の中のEU法—EU法秩序変容の可能性—」日本EU学会年報38号(2018年)59-89頁(査読あり)

伊藤 洋一「フランス第5共和制憲法とヨーロッパ統合 憲法第54,55条の起草過程を中心に」辻村みよ子(編集代表)『講座 政治・社会の変動と憲法—フランス憲法からの展望 第1巻 政治変動と立憲主義の展開』信山社(2017)119-155頁(査読あり)

寺谷 広司「グローバル化時代における法の把握—調整理論の現代的展開」論究ジュリスト23号(2017)27-35頁。(査読あり)

瀧本 正太郎「『グローバル法』をめぐる正統性問題—エリート支配は『忘れられた人々』を生み出すか」論究ジュリスト23号(2017)14-19頁。(査読あり)

瀧本 正太郎「常設投資裁判所構想について—ヨーロッパ連合による提案を中心に—(その1—その7—完)」JCAジャーナル64巻(2017)8号3-9頁、9号33-41頁、10号23-30頁、11号10-17頁、12号16-23頁、65巻(2018)1号44-51頁、2号16-22頁。(査読なし)

伊藤 洋一「小特集「裁判官対話」の理論と実際—企画趣旨」法律時報89巻2号(2017)55-56頁(査読なし)

須網 隆夫「裁判官対話」とは何か—概念の概括的検討」法律時報89巻2号(2017)57-62頁(査読なし)

寺谷 広司「国際法における「裁判官対話」—その理論的背景」法律時報89巻2号(2017)63-69頁(査読なし)

伊藤 洋一「裁判官対話」とフランス公法判例—条約の法律に対する優越を素材に」法律時報89巻2号(2017)70-75頁(査読なし)

瀧本 正太郎「裁判所は誰に語るのか—日本の裁判所における国際法・外国法の(不)参照」法律時報89巻2号(2017)76-81頁(査読なし)

瀧本 正太郎「グローバル化社会と国際法」法律時報88巻13号(2016)242-247頁(査読なし)

須網 隆夫「EU法という新しい法体系」小久保康之(編)『EU統合を読む』春風社(2016)111-140頁(査読なし)

Hamamoto, Shotaro, "Domestic Review of Treaty-Based International Investment Awards: Effects of the Metalclad Judgment of the British Columbia Supreme Court", in Machiko Kanetake & André Nollkaemper eds., *The Rule of Law at the National and International Levels: Contestations and Deference*, Oxford, Hart Publishing, 2016, pp. 99-113.(査読あり)

須網 隆夫「基本的人権の保護の保護とEU法・スペイン憲法」法律時報87巻8号(2015)114-117頁(査読なし)

21 寺谷 広司「『調整理論』再考—認識論的及び過程論的把握」江藤淳一編『村瀬信也先生古稀記念 国際法学の諸相—到達点と展望—』信山社(2015)105-149頁(査読なし)

- 22 須網 隆夫「グローバル立憲主義とヨーロッパ法秩序の多元性-EUの憲法多元主義からグローバル立憲主義へ-」国際法外交雑誌 113 巻 3 号(2014)325-355 頁(査読あり)
- 23 Ito, Yoichi, EEA Law, Unexpected Success: A Japanese Perspective, in EFTA Court (ed.), *The EEA and the EFTA Court: Decentred Integration*, Oxford, Hart, 2014, pp. 517-527. (査読なし)
- 24 Suami, Takao, EU Law, EEA Law and International Law – The Myth of Supranational Law and Its Implications for International Law, in EFTA Court (ed.), *The EEA and the EFTA Court: Decentred Integration*, Oxford, Hart, 2014, pp. 529-540. (査読なし)
- 25 Suami, Takao, Rule of law and human rights in the context of the EU-Japan relationship: are both the EU and Japan really sharing the same values?, in Dimitri Vanoverbeke, Jeroen Maesschalck, David Nelken and Stephan Parmentier (eds.), *The Changing Role of Law in Japan, Empirical Studies in Culture, Society and Policy Making*, Edward Elgar, 2014, pp. 229-246. (査読なし)
- 26 Hamamoto, Shotraro, Méthodologie extraordinaire pour trouver le sens ordinaire ? : Le sens ordinaire pour les tribunaux compétents en matière d'investissement, in *Unité et diversité du droit international : Ecrits en l'honneur du Professeur Pierre-Marie Dupuy*, Leiden, Nijhoff, 2014, pp. 689-707. (査読なし)
- 27 Hamamoto, Shotraro, Protection of the Investor's Legitimate Expectations: Intersection of a Treaty Obligation and a General Principle of Law", in Wenhua Shan & Jinyuan Su (eds.), *China and International Investment Law*, Leiden, Brill/Nijhoff, 2014, pp. 141-169. (査読なし)

〔学会発表〕(計 8 件)

- 伊藤 洋一「ヨーロッパ人権法・日本法における宗教教育の法的問題」東呉大学「第五法律與宗教學術研討會 國家與宗教教育(2018)
- 伊藤 洋一「フランス憲法院の対「欧州統合」判例政策—1970年代の判決例を素材に」慶應義塾大学フランス公法研究会(2018)
- 伊藤 洋一「コンセイユ・デタ判例政策研究の試み — Nicolo判例を素材に」フランス行政法研究会(2017)
- 須網 隆夫「EU複合危機とEU法—Brexit後のEUへの視点」一橋EU法研究会(2017)
- 伊藤 洋一「グローバル化の中の議会の役割: 欧州の経験から日本への示唆」国立国会図書館(2016)
- 寺谷 広司「国際法における人権基底的思考の背景と展開」国際人権法学会(2015)
- 須網 隆夫「EU法から見たフランス憲法院判決」慶応大学フランス公法研究会(2015)
- 寺谷 広司「『調整理論』再考-認識論的及び過程論的把握」東大国際法研究会(2015)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
 発明者：
 権利者：
 種類：
 番号：
 出願年：
 国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
 発明者：
 権利者：
 種類：
 番号：
 取得年：
 国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：寺谷 広司

ローマ字氏名：Teraya Koji

所属研究機関名：東京大学

部局名：大学院法学政治学研究科

職名：教授

研究者番号（8桁）：3 0 2 6 1 9 4 4

研究分担者氏名：濱本 正太郎

ローマ字氏名：Hamamoto Shotaro

所属研究機関名：京都大学

部局名：大学院法学研究科

職名：教授

研究者番号（8桁）：5 0 3 2 4 9 0 0

研究分担者氏名：須網 隆夫

ローマ字氏名：Suami Takao

所属研究機関名：早稲田大学

部局名：法学学術院

職名：教授

研究者番号（8桁）：8 0 2 6 2 4 1 8

(2)研究協力者

研究協力者氏名：無し

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。